



- I. 名刺交換により取得した個人情報の取扱いと、個人情報保護法についてのガイドライン(通則編)の改正案について
- II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2020年
7月16日号

I. 名刺交換により取得した個人情報の取扱いと、個人情報保護法についてのガイドライン(通則編)の改正案について

執筆者:石川 智也、津田 麻紀子

1. ガイドラインの改正案の内容

2020年6月24日、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(以下「ガイドライン」という。)の改正案が公表された。この改正案では、名刺交換を行う場合に、相手方に対し、その利用目的を明示しなくても良いことが明確化されている。

個人情報保護法18条1項は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならないと定めている。また、同条2項は、上記の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならないと定めている。

名刺交換を行う場合は、18条1項に従って利用目的を公表していたとしても、「本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合」に該当し、別途あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならないようにも読めたところ、ガイドラインの改正案においては、「なお、名刺などは、一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意志で、任意の簡便な形式により相手に提供するものであり、申込書、アンケート調査票、懸賞応募はがき等のように、個人情報取扱事業者が一定の書式や様式を準備した上で、本人が当該事業者の求めに沿う形で個人情報を提供する場合とは異なることから、本項の義務を課するものではないが、その場合は法第18条第1項に基づいて、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない(ただし、3-2-5(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)。口頭により個人情報を取得する場合についても同様である。」と規定され、名刺交換に際して18条2項の適用はなく、18条1項に従って利用目的を通知又は公表していれば足りる旨が明確化されている。

また、個人情報保護法18条4項4号は、取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合には、同条1項から3項までが適用されないと定めているところ、現行のガイドラインは、利用目的が今後の連絡のためであれば、取得の状況から見

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

て利用目的が明らかであると認められる場合に該当するとしている(その結果、同条 1 項に従って通知又は公表を行うことも不要ということになる。)。もっとも、「ただし、ダイレクトメール等の目的に名刺を用いることは自明の利用目的に該当しない場合があるので注意を要する」と一定の留保が付されている。

ガイドラインの改正案は、この留保を削除し、「利用目的が今後の連絡や、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付するという利用目的であるような場合」には、取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合に該当するとしている。近時のビジネスの実態等を踏まえると、会社の従業員として交換した名刺のメールアドレスに広告宣伝のメールを送付するということについては、多くの場合利用目的として一般的になっていることを受けてのものであると考えられる¹。したがって、企業が名刺交換により取得した個人情報の宛先にダイレクトメールを送信する場合であっても、利用目的の通知又は公表は基本的には不要ということになる。

2. 考察

以上を踏まえ、実務的なポイントを考察してみたい。

第 1 に、名刺交換により取得される情報について利用目的の通知又は公表は不要であるとしても、名刺交換により取得される情報をグループ会社間で共有する場合には、その共有に際して、本人の同意を取得するか、共同利用を行うための通知又は公表が必要である(個人情報保護法 23 条 5 項 3 号)こととの関係で、共有に関する事項の通知又は公表が必要であることに注意が必要である。

第 2 に、近時は、名刺交換により取得した個人情報それ自体のみならず、それらの個人情報とウェブサイトの閲覧履歴等を組み合わせてパーソナライズされたコンテンツをダイレクトメールとして配信するサービス等もあるが、現時点においては、このようなケースについてまで取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められるとはなかなか言い難いように思われる。

第 3 に、個人情報保護法 18 条 4 項 4 号により利用目的の通知又は公表が不要とされる場合であっても、名刺交換により取得した個人情報をデータベースに組み込んで保管しているとき(その個人情報が保有個人データに該当するとき)には、本人の要求があれば、遅滞なく利用目的を通知しなければならないことに注意が必要である。これは、個人情報保護法 28 条 2 項 2 号が、同法 18 条 4 項 4 号に該当する場合については利用目的の通知を免除していないためである。

このように見てくると、確かに、名刺交換による個人情報の取得について、利用目的の通知又は公表が不要となり、従前それらを行ってこなかったとしても違法ではないことが明確となった点では、企業に有利な内容の改正案であるといえる。しかしながら、after コロナに向けてデジタルトランスフォーメーション(DX)が推進され、新たな CRM(Customer Relationship Management、顧客管理システム)やデジタル・マーケティングのツールの導入を検討するケースも見られるところ、そのようなツールの導入によるマーケティングには、「取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合」に該当するとは断言できないものも少なくないことには留意が必要である。

また、自社の海外拠点も含めて名刺交換により取得した個人情報を共有する場合には、個人情報保護法の下での国外移転規制への対応として、グループ会社が日本と同水準の個人情報保護体制を備えられるよう共通のポリシーを適用するか国外移転のための契約を締結する必要があるほか、拠点の所在する国のデータ保護法への対応が必要であることに注意が必要である。海外のデータ保護法との関係では、本人への情報提供、データ取得・移転に際しての本人同意の取得、ベンダーとの間でのデータ処理契約の締結、国外移転に際してのデータ移転契約の締結等の論点が問題となる。特に、各国のデータ保護法の要件を統合したデータ処理契約・データ移転契約の締結、グローバルにデータ漏えいや権利行使への対応を一元化して対応するための態勢・マニュアル整備は、対応が追いついていないように思われる。

さらに、ダイレクトメールも、発信先の国におけるダイレクトマーケティング規制への対応が必要である。日本の場合にはオプトアウトで足りるが、国によってはメールの送付に際して事前同意、さらにはダブル・オプトインの同意を求める国もある。ダイレクトマーケティングは、各国当局によるエンフォースメントがなされやすい領域であるため、グローバルでのマーケティングに当たっては想像以上に慎重な対応が必要である。

¹ 2020 年 6 月 4 日の参議院内閣委員会において、個人情報保護委員会事務局長より、このような答弁がなされている。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

n_ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPRを初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング1位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。2020年にドイツのフランクフルト・デュッセルドルフに開設予定の西村あさひ法律事務所欧州拠点の代表に就任予定。

つだ まきこ
津田 麻紀子

西村あさひ法律事務所 弁護士

m_tsuda@jurists.co.jp

2010年弁護士登録。経済産業省において、営業秘密の保護強化、および、IoT、AIの普及に伴うビッグデータ活用を見据えた「限定提供データ」の創設に関する不正競争防止法の改正作業(2015年、2018年)に従事し、企業における情報管理全般を視野に入れながら関連する法令やガイドライン等の策定にも深く関与した実績を有する。現在は、企業情報の保護やデータの利活用という観点から、知的財産、データプロテクションに関する法令を主に取り扱っている。

Ⅱ. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、石川 智也、河合 優子

1. 日本

- 改正個人情報保護法の成立及び公布
個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案が、第 201 回国会における審議を経て、2020 年 6 月 5 日に成立し、6 月 12 日に公布された。現在のところ、施行時期は 2022 年春から 6 月頃と見込まれている。同法案の概要については [当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020 年 3 月 24 日号](#)を、国会審議における質疑のポイントについては [当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020 年 6 月 26 日号](#)を参照されたい。
- ガイドライン(通則編)の改正
2020 年 6 月 24 日、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)の [改正案](#)が公表され、7 月 27 日までパブリックコメント手続に付されている。利用目的による制限の例外(個人情報保護法 16 条 3 項)のうち法令に基づく場合の例が追加されたほか、オプトアウト届出を行う場合の注意事項や記載例が追加されている。また、名刺交換に関する利用目的の通知・公表義務に関する考え方が整理されているが、この詳細については本ニュースレターの I. を参照されたい。

2. 韓国

- 個人情報保護法施行令の改正
2020 年 6 月 9 日、改正後の個人情報保護法施行令が公表された。データ主体の同意なく個人情報の利用目的等を追加・変更できる場合の要件として、追加・変更後の目的が当初の目的と「実質的に」関連することを明記する等、改正案から若干の変更が加えられている。
- 電気通信事業法の改正
2020 年 6 月 9 日、電気通信事業法を一部改正する法律が公布された。従前から、多国籍オンライン通信事業者は、そのプライバシー関連法であるネットワーク法により、国内代理人の設置を義務付けられているが、改正電気通信事業法の下では、プライバシーに限らずユーザー保護の推進のため、国内代理人の役割が拡大される見込みである。

3. 米国

- 2020 年 7 月 1 日、米国各州の中で最も短い通知期限(初期的な通知は 14 日以内に行う必要がある)を定めている州法として知られている、米国バーモント州のデータ侵害通知法の改正法が施行された。この改正法は、個人情報の定義を拡大するとともに(個人の氏名と一体となった納税者番号、パスポート番号等を追加)、データ侵害の定義も拡大するものである(個人情報には含まれない、ログインクレデンシャル情報(オンラインアカウントにアクセスするためのユーザーネーム等とパスワード等の組合せ)の侵害等を追加)。さらに、侵害時の本人への直接通知に代えて、データ管理者のウェブサイト上に通知を明示することができる基準が変更され、データ主体に対する直接通知のコストが 10,000 ドル以上となる場合、又はデータ管理者が十分な連絡先情報を有していない場合にかかる代替措置を採ることが可能とされた。なお、米国バーモント州では、同日、同種のカリフォルニア州法に倣ったとされる学生データプライバシー法も施行された。
- 2020 年 7 月 1 日、CCPA(カリフォルニア州プライバシー法)の執行開始日を迎えた。2020 年 6 月 1 日に最終案が Office of Administrative Law(OAL)に提出された CCPA 規則はまだ成立していないものの、CCPA の規定を根拠としたカリフォルニア州司法長官によるエンフォースメントが既に始まりつつある旨の報道も見られる。

4. ニュージーランド

- ニュージーランドでは、1993 年に制定されたプライバシー保護法に代わる [新たなプライバシー保護法](#)が 2020 年 6 月 26 日に議会で可決され、2020 年 6 月 30 日に国王の裁可がなされた。この法律は 2020 年 12 月 1 日より施行される予定である。

主な改正点は、重大なプライバシー侵害が生じた場合の通知義務の追加、外国への情報開示の制限、国際的なプラットフォームへの法の適用の明確化、罰則の強化等である。

5. ジンバブエ

- ・ ジンバブエでは、2020年5月15日に[サイバーセキュリティ及びデータ保護法案](#)が公表された後、パブリックヒアリングが行われている。この法案は、サイバー関連犯罪を統合整理し、憲法における権利宣言や公共及び自国の利益を考慮したデータ保護を規定するものであり、サイバーセキュリティセンターとデータ保護機関の設立、サイバー犯罪や不正なデータ収集・漏えいの調査及び証拠の収集、並びにそのような違法行為に対する電子的証拠の許容を規定することを目的としている。これにより、技術駆動型のビジネス環境が形成され、技術的發展や技術の合法的使用が促進されることが期待されている。



いわせ
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_iwase@jurists.co.jp

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスをを行う。



まつもと あやこ
松本 絢子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

a_matsumoto@jurists.co.jp

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

n_ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPR を初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング 1位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。2020年にドイツのフランクフルト・デュッセルドルフに開設予定の西村あさひ法律事務所欧州拠点の代表に就任予定。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y_kawai@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020